

グリーン・エコプロジェクト推進活動事業
ホームページ新規作成促進補助金交付実施要領

東ト協環環発第19号
平成29年6月20日

1. 要 綱

「ホームページ新規作成促進補助金交付要綱（平成29年6月8日付け東ト協環環発第15号）」のとおり。

2. 予 算

120万円

3. 補助対象

グリーン・エコプロジェクトの継続的なエコドライブ活動の実践並びにステップアップセミナーを受講している参加事業者が、新規に作成したホームページ（リニューアルは除く）で、次に掲げる要件の①～③をすべて満たすもの。

- ① 作成するホームページには、「トップページ」の他、自社の「会社概要（案内）」、「業務内容」、「連絡先」等が掲載されており、複数ページで構成されているもの。
- ② 作成するホームページの中には、「グリーン・エコプロジェクト」に参加していること等が記載されていること。
- ③ 作成したホームページから、グリーン・エコプロジェクトホームページにリンク（バナー等）されていること。

4. 補助金額

定額 60,000円

5. 申請（請求）受付期間

平成29年7月10日（月）から平成30年3月9日（金）まで

※但し、上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点までとする。

6. 申請（請求）手続き

(1) 申請（請求）

作成手続き完了後、様式1「平成29年度ホームページ新規作成促進補助金交付申請書（兼請求書）」に所定事項を記入し、添付書類（下記（2）参照）を添えて、東京都トラック協会環境部「環境対策窓口」あてに提出する。

なお、申請（請求）は、1事業者1回のみとする。

また、締切日以前であっても予算枠に達した場合は、その時点で申請（請求）書類の提出があったものまでとする。

(2) 添付書類

申請（請求）時には、必ず下記①～③の書類を添付書類として提出すること。

① ホームページの以下の内容を印刷したもの

- a. トップページ
- b. 会社概要（案内）ページ
- c. グリーン・エコプロジェクトホームページとリンクしていることが判断できるページ（バナーが掲載されているページ等）

② ホームページ作成費用の「請求（明細）書の写し」

③ 「領収書の写し」

なお、「金融機関発行の振込書の写し」でも可（但し、ネットバンキング・FAX振込サービスは除く。）とする。

7. 留意事項

(1) 平成29年3月以降に新規作成したホームページを平成30年2月末日までにアップロードし、申請期日までに支払いが完了していること。

(2) 以下に掲げるものは補助対象外とする。

- ① 自主（自社）制作によるもの。
- ② ホームページ作成受託者が個人の場合によるもの。
- ③ ホームページ作成ソフト及びその解説本の購入費・賃借料。
また、パソコンやデジタルカメラ、スキャナー等のハードウェア機器、その他の事務所用周辺設備機器等の購入費・賃借料。
- ④ 更新料、保守管理料等のホームページ本体を作成する際に直接関係しない費用。
- ⑤ 他企業ホームページ内で紹介されているもの、またはそのコンテンツの一部として作成されたホームページ。
- ⑥ 携帯電話専用サイトとして作成されたもの。
- ⑦ 東ト協が企業用ホームページとしてふさわしくないと判断したもの。
- ⑧ 作成費用のかかっていないもの。

(3) ホームページ作成費用が補助金額未満の場合、その費用に応じて補助金額を減額する。

8. その他

(1) 補助金の交付を受けた参加事業者は、本補助金の交付に関し付した条件等に変更が生じた場合、速やかにその内容を東ト協へ報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助額を減額することがある。

(3) 本補助金受領後、退会する場合は、東ト協にその内容を報告しなければならない。

(4) 本補助制度において、要綱等で定める事項に違反および虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、トラック協会が行う補助事業すべてに係る申請の受付又は交付決定を行わないものとする。

補助金の交付を受けた参加事業者は、本補助金の交付に関し付した条件等に変更が生じた場合、速やかにその内容を東ト協へ報告し、その指示を受けなければならない。

9. 適用期日

本要領は、平成29年度事業に適用する。